

枚方市知的障害者更生施設指定候補者選定結果について

枚方市知的障害者更生施設指定候補者の選定について、枚方市知的障害者更生施設指定管理者選定委員会に諮り、慎重に調査・審議した結果、下記の通り指定候補者の選定を行いました。

今回選定を行った指定候補者については、指定候補者を指定管理者とする議案を市議会へ上程し、可決された場合、平成18年4月1日から3年間、当該施設の管理運営を行うこととなります。

記

1. 指定候補者となる団体

所在地	枚方市新町2丁目1番35号
団体名称	社会福祉法人枚方市社会福祉協議会
代表者の氏名	会長 高畑 敬一

2. 応募状況

(1)申請団体数 1団体
社会福祉法人枚方市社会福祉協議会

(2)募集期間 平成17年8月1日から平成17年8月19日

3. 選定委員会開催日

第1回 8月25日(木) 第2回 8月30日(火) 第3回 9月7日(水)

4. 選定の概況について

公募により指定管理者の募集を行い、申請団体が1団体であった場合においても、指定管理者の指定等については契約(請負)ではなく管理代行であることから、枚方市契約規則第34条第1項第(2)号(入札の中止等)の規定を適用せず、当該申請を委員7人(外部4人、市職員3人)で構成する枚方市知的障害者更生施設指定管理者選定委員会に諮り、審議を行いました。

申請団体については、申請者の資格として掲げた「申請時において、3年以上、団体として当該施設と同規模以上の管理運営実績があること、大阪府下に法人の本部事務所を設置していること」等指定候補者としての条件を全て満たしており、提案内容についても事業計画書記載内容等で選定基準等の確認事項水準を満たしていることを確認しました。

また、本施設は平成18年度以降、指定管理者が支援費の事業者として支援費制度の下で管理運営を行うこととしており、管理運営経費については別途枚方市から支出しないこと等、コスト削減の観点で競うという性格のものではないことから「事業計画に関する内容審査」評価点を100点満点で算出し、得られた評価点を総合評価点とすることとしました。

総合評価点の結果等を踏まえ、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会が指定候補者として選定されました。

5. 総合評価点

申請団体名称	総合評価点
社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	79.57 / 100

第1回 枚方市知的障害者更生施設指定管理者選定委員会 会議概要

開催日時	平成17年8月25日(木)14時05分～16時35分
開催場所	ラポールひらかた3階 研修室1
出席者	枚方市知的障害者更生施設指定管理者選定委員会 委員6人 事務局:行政改革部 施設所管課:障害福祉室

【開 会】

事務局は、全委員総数7人の2分の1を超える6人の委員が出席していることを確認し、出席委員に対して当委員会の設立趣旨及び設立の根拠となる条文等を説明した後、委員会の成立を報告した。

応募状況、基礎審査について

本施設所管課である福祉総務課より応募状況、基礎審査について報告を行った。

- ・申請書の請求団体数 1団体
- ・申請団体数 1団体
- ・受付時基礎審査による申請書不受理団体数 0団体

事務局は、枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項の規定に基づき、公募により指定管理者を募集した際、申請団体が1団体であった場合においても、指定管理者の指定等については契約(請負)ではなく管理代行であることから、枚方市契約規則(昭和52年規則第13号)第34条第1項第(2)号(入札の中止等)の規定を適用せず、当該申請を選定委員会に諮り、審査を行う旨説明を行った。

【案 件】

会長、副会長の選任について

委員6人による互選により、会長、副会長を選出した。

委員会の公開・一部非公開・非公開の決定について

会長は事務局に対し、「委員会の公開、一部非公開、非公開の決定」について説明を求め、事務局は本市における審議会等の会議に関する指針(平成11年7月2日通達第8号)及び枚方市情報公開条例(平成9年条例第67号)を、資料として示した後、

本委員会が市長の附属機関として位置づけられているものであること

本委員会を公開することによって公正・円滑な審議が著しく阻害される可能性があること

公開・非公開の決定は、事前に会長が会議に諮った後に決定すること

以上3点を説明し、委員会の会議については非公開とし、会議概要は原則的に公開するが、当該団体経営内容に関わる事業情報等については、枚方市情報公開条例に基づき非公開とする、「一部非公開」としたい旨を委員に諮り、全会一致で了承された。

指定管理者制度に関わる基本方針について

事務局は「指定管理者制度に係る基本方針」を以下の要点にまとめて説明した。

地方自治法第244条の2関係の改正

指定管理者制度の目的及び制度導入の観点

指定管理者選定の方法

指定管理の期間

利用料金制度・承認料金制度の導入について

指定管理者制度の導入に係る平成17年度の取り組み経過

管理運営事業の概要、募集要項、基本仕様書について

障害福祉室は、枚方市知的障害者更生施設における管理運営事業等を施設の設置目的等に則して効率的且つ効果的に達成するため、また市民サービス向上の観点等から必要とされる各業務の詳細、市として達成すべき業務の範囲、内容等について各資料に基づき選定委員会へ説明を行った。説明の中で、平成18年度以降、本施設は指定管理者が支援費の事業者として支援費制度の下で管理運営することとしており、本施設の施設管理経費については、知的障害者福祉法に基づく施設訓練等支援費等を充て、利用希望者の障害程度(区分)に基づき市が施設支援サービスの支給期間を決定しサービス提供のための費用を支給し、事業者は利用者の負担能力に応じた自己負担額を差し引いた額を市に対して請求するもので、この額は事業者が変わることによって変わるものではなく、市として別途委託料の支出は行わないことの説明を行った。また、本市からの支出のうち、枚方市知的障害者通所更生施設等運営補助金交付要綱に基づく重度障害者を対象とした補助金があるが、一定の基準に基づくものでこの額についても事業者によって変わるものではないことの説明を行った。

選定基準等について

事務局は、障害福祉室からの選定基準に関する具体的な説明の前に指定候補者選定方法の基本的な考え方として、本施設が障害福祉室説明のとおり支援費制度の下、コスト削減の観点で競うという性格のものではないことから、委託料の得点化は行わず「事業計画に関する内容審査」における評価点100点で選定を行うものとする。また募集要項で示した確認事項のうち特に重要と判断される「重要確認事項」については選定委員会の採点・合議により確認事項を満たしていない場合は、「失格」とすることとしたい旨を選定委員会に諮り、全会一致で了承された。

障害福祉室は、募集要項で示した確認事項に対する申請団体提案内容の該当部分に関する説明並びに「重要確認事項」の設定、その設定理由について説明を行った。

【重要確認事項】

サービス向上に関する計画が示されている
【利用者への対応等サービス向上に関する計画】

(設定理由)

本施設における市民サービスの向上が最重点項目と考えられるため

現在通所している入所者と施設支援事業の契約を交わすことへの理解がある

【利用者への対応等サービス向上に関する計画】

(設定理由)

本施設における市民サービスの向上が最重点項目と考えられるため

障害福祉室は、「重要確認事項」とともに、申請団体からの提案内容において、項目立てがなされ詳細な記述が認められることから、本申請団体は失格とならないと考えている」との説明を行い、全会一致で了承された。

プレゼンテーション【実施方法について】

事務局は、申請団体からのプレゼンテーションの時間を10分以内とし、プレゼンテーションソフト・ビデオ等の映像資料や追加資料の配布を一切認めず、当初に提出された事業計画書、収支予算書等に基づく口頭説明によるものに限定し、委員からの質問時間をおおむね10分程度としたい旨を選定委員会に諮り、全会一致で了承された。

施設現地視察について

枚方市知的障害者更生施設指定管理者選定委員会委員は、公用車に分乗して現地に赴き、視察を行った。

第2回 枚方市知的障害者更生施設指定管理者選定委員会 会議概要

開催日時	平成17年8月30日(火)10時00分～12時10分
開催場所	市役所別館4階 第2委員会室
出席者	枚方市知的障害者更生施設指定管理者選定委員会 委員7人 事務局:行政改革部 施設所管課:障害福祉室

【開 会】

事務局は、委員7人全員の出席を確認し、出席委員に対して委員会の成立を報告した。

【案 件】

プレゼンテーション

申請団体は、現状の施設管理業務・収支・今後の取組課題等について、選定委員会に対し説明を行った。委員との間で以下のとおり質疑応答がなされた。

委員より、「臨時職員の勤務時間数削減が見受けられるが市民サービスは確保されるのか」との質問が出され、これに対して申請団体は、「急激な人員削減ではなく平成20年を目途として取組を進める。国基準では、7.5人に1名配置となっていることから本施設においては4人が必置であるが、臨時職員を5名配置して9人体制をとっていきたい」との回答を示した。

委員より、「保護者からの不安を取り除く活動はどのような内容か」との質問が出され、申請団体は、「定例的に月1回保護者会を開催し、保護者の不安を解消する取組を行っている」との回答を示した。

採点について

事務局は、第1回選定委員会において了承された7人の委員それぞれが採点したものを集計して「事業計画に関する内容審査」評価点を算出し、採点表集計として第3回選定委員会で示していきたい旨選定委員会に諮り、全会一致で了承された。

[12時10分終了]

第3回 枚方市知的障害者更生施設指定管理者選定委員会 会議概要

開催日時	平成17年9月7日(水)9時55分～11時10分
開催場所	市役所別館4階 特別会議室
出席者	枚方市知的障害者更生施設指定管理者選定委員会 委員7人 事務局:行政改革部

【開 会】

事務局は、委員7人全員の出席を確認し、出席委員に対して委員会の成立を報告した。

【案 件】

合議

事務局は、7人の委員の採点を集計し、「事業計画に関する内容審査」評価点を算出した。また、「委託料の額」評価点については、本施設は知的障害者福祉法により利用希望者の障害程度(区分)に基づき、市が施設支援サービスの支給期間を決定し、サービスを提供するための費用を支給するもので、事業者は利用者の負担能力に応じた自己負担額を差し引いた額を市に対して請求する支援費により運営され、この額は事業者によって変わるものではないことから本施設の総合評価においては委託料の得点化を行わず、「事業計画に関する内容審査」評価点を総合評価点(100点満点)として選定委員会に報告した。

結果については下記のとおりである。

(1)総合評価点

申請団体名称	総合評価点
社会福祉法人枚方市社会福祉協議会	79.57 / 100

社会福祉法人枚方市社会福祉協議会の提案内容については、事業計画書記載内容等で選定基準等の確認事項水準を満たしていることを確認し、枚方市知的障害者更生施設指定管理者選定委員会委員7人は、総合評価点等の結果を踏まえ、全会一致で社会福祉法人枚方市社会福祉協議会を指定候補者として選定した。

[11時10分終了]